

## 鹿児島県の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領

### 1 目的

建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取組の一環として、快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を導入し、現場環境の改善を図ることを目的とする。

### 2 試行対象

鹿児島県土木部、商工労働水産部漁港漁場課、観光・文化スポーツ部観光課所管の工事のうち、受注者が「快適トイレ」の設置を希望する工事を対象とする。

ただし、営繕工事においては、小規模な工事及び借用スペース（敷地）の制限が大きい工事について、発注者側で「快適トイレ」試行対象工事としないことが出来るものとする。

### 3 快適トイレの仕様

快適トイレには以下の①～⑰の仕様がある。

鹿児島県の試行する「快適トイレ」は、以下の「快適トイレに求める標準仕様」①～⑥、「快適トイレとして活用するために備える付属品」⑦～⑪の全てを満たすものとする。

なお、対象工事の現場で女性が働く場合は、男女別に設置するものとし、以下の「女性の活躍をサポートする取組の配慮事項」(1)～(4)によること。

#### 〔快適トイレに求める標準仕様〕 【必須】

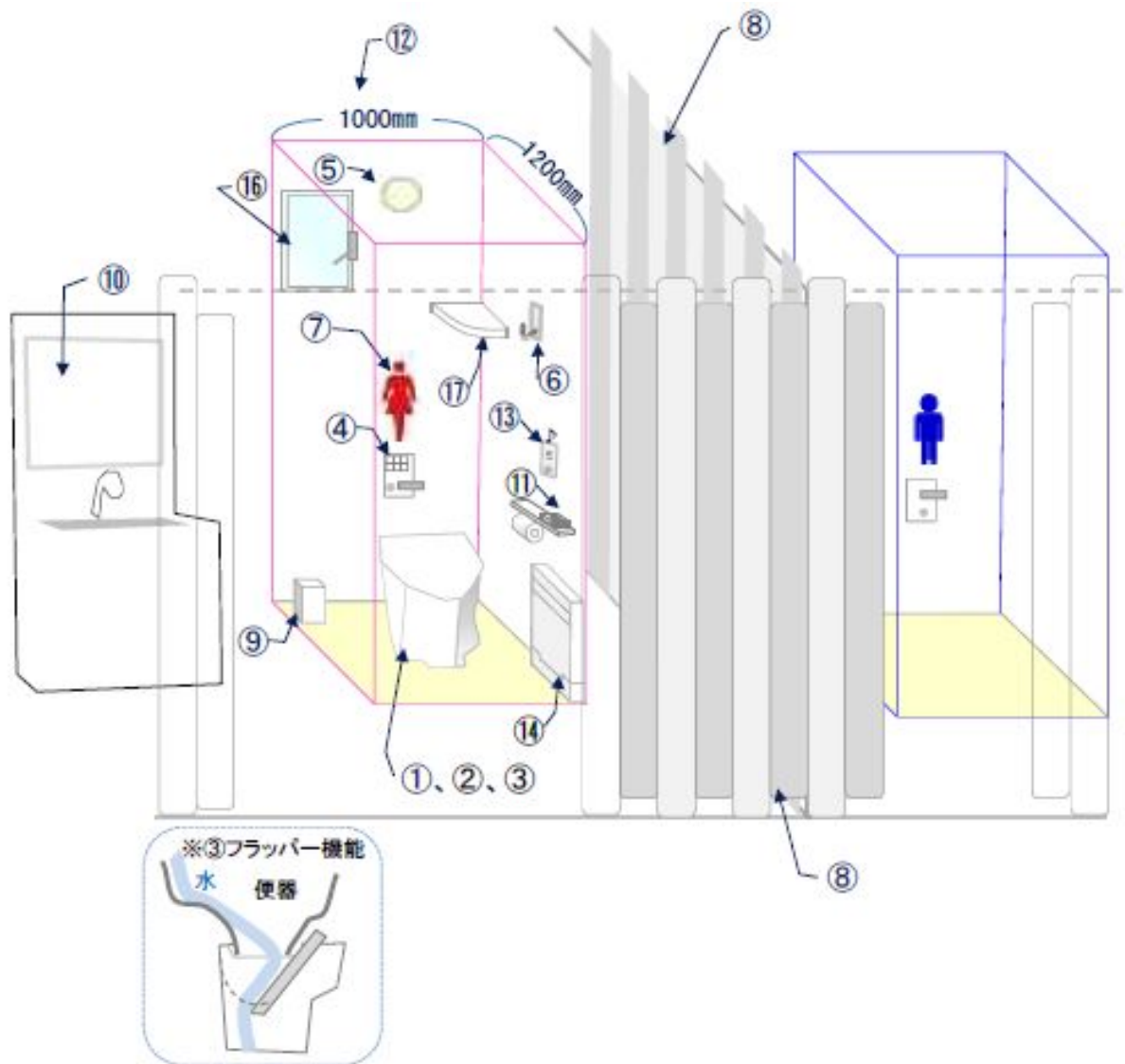
- ① 洋式便座
- ② 水洗機能（簡易水洗，し尿処理装置付きを含む）
- ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）  
必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取る
- ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）  
二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの
- ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥ 衣類掛け等のフック付，又は，荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）

#### 〔快適トイレとして活用するために備える付属品〕 【必須】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- ⑩ 鏡付きの洗面台
- ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品

〔推奨する仕様，付属品〕（より快適となるもので実施は任意）

- ⑫ 室内寸法 900 × 900 mm以上（半畳程度以上）
- ⑬ 擬音装置
- ⑭ フィットティングボード（着替え台）
- ⑮ フラッパー機能の多重化
- ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレトイレットペーパー予備置き場）



#### [女性の活躍をサポートする取組の配慮事項]

##### (1) 全般

女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ建設現場で働く女性の意見を聞くこと。

##### (2) 設置位置

女性トイレは、男性トイレや喫煙所等と隣接して設置せず、一定の距離を確保するとともに、動線が重ならないよう入口を分ける等の配慮をすること。

### (3) 設備

女性トイレのドアは、便座と直角向きとする等の工夫がされた設備を採用すること。

また、窓を設置する場合は、中にいる人のシルエットが窓に映り込まないよう照明をスポットライト式として窓側に照射する等の工夫を併せて行う等の配慮をすること。

### (4) 室温

トイレを快適に保つために、快適な室温に調節ができる冷暖房等を備え付けるなどの配慮をすること。

## 4 試行の流れ

### 【発注時】

- (1) 発注者は、「快適トイレ」設置試行対象工事であることを特記仕様書（案）を参考に特記仕様書に明示して設計図書に添付する。

### 【試行工事の契約後から竣工まで】

- (2) 快適トイレ設置を希望する受注者は、施工計画書作成前に、工事打合せ簿により監督職員に快適トイレ設置を希望する旨の協議を行うこと。  
協議により快適トイレを設置する場合は、施工計画書に快適トイレを設置する旨を記載すること。  
快適トイレ設置を希望する旨の協議がない場合は、本試行要領は適用しない。
- (3) 快適トイレ設置を希望する受注者は、設置しようとする快適トイレの仕様について、様式1「快適トイレチェックシート（設置に関する協議用）」に記入のうえ、カタログや見積書等の仕様がわかる資料を添えて、工事打合せ簿にて「設置に関する協議」を監督員に提出すること。
- (4) 監督員は、受注者から「設置に関する協議」を受けて、様式1「快適トイレチェックシート（設置に関する協議用）」にて、設置しようとする快適トイレが試行要領の仕様を満たすことを確認すること。
- (5) 受注者は、「設置に関する協議」により、監督員の確認を受けた試行要領の仕様を満たす快適トイレを設置すること。  
快適トイレ設置後は、速やかに様式2「快適トイレ設置報告書」を設置完了写真を添えて工事打合せ簿にて監督員に提出すること。
- (6) 監督員は、受注者からの様式2「快適トイレ設置報告書」の提出を受けて、設置された快適トイレを様式1-2「快適トイレチェックシート（設置確認用）」により遠隔臨場で確認を行うこと。やむを得ず現場での確認を行う場合には、工事の立会いや段階確認等にあわせて行うこと。
- (7) 受注者は、快適トイレに要する費用が確定したら、速やかに見積書を工事打合せ簿により監督職員に提出するものとする。設計変更時に監督職員から快適トイレに要する費用の確定と見積書の提出を求められた場合には、速やかにその指示に従うこと。

なお、提出する見積書は、設置・撤去費や管理費、運搬費等を別項目とした月あたりの快適トイレの賃料の内訳がわかるものとする。

- (8) 監督職員は、提出された見積書をもとに、快適トイレ設置に要した費用を変更設計に計上する。(積算方法は「5 費用の計上」による)
- (9) 受注者は、快適トイレの設置にかかる工事打合せ簿や設置状況の写真等を完成図書に含めて提出すること。

## 5 費用の計上

- (1) 費用の計上は、受注者から提出された見積書をもとに、通常トイレとの差額を共通仮設費の営繕費に計上する。
- (2) 快適トイレの費用は、51,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※1 を計上するものとし、男女別で1台ずつ計2台まで計上できるものとする。  
(102,000 円／2基・月が上限)
- ※1 「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から従来品相当額  
10,000 円／基・月を除いた額。
- (3) 計上する費用は、「積算上の差額」と「51,000 円／基・月」を比較して安い方とする。
- (4) 男女別トイレが一体型となっている場合には、男女の入口が別になっている場合に限り、1ハウスで 102,000 円／基・月上限まで計上可能とする。
- (5) 「快適トイレとして活用するために備える付属品」の費用は、計上しない。
- (6) 積算上限額を超える費用と「快適トイレとして活用するために備える付属品」の費用について、受注者は現場環境改善費(率分)の対象とすることができる。

### 【具体的な費用計上例】

- ① 実際に導入した快適トイレ費用  
70,000 円／基・月の場合(積算上の差額60,000 円)  
積算で計上する費用：51,000 円／基・月
- ② 実際に導入した快適トイレ費用  
40,000 円／基・月の場合(積算上の差額30,000 円)  
積算で計上する費用：30,000 円／基・月
- ③ 実際に導入した快適トイレ費用  
男女別一体型ハウス100,000 円／2基・月の場合(積算上の差額80,000 円)  
積算で計上する費用：80,000 円／2基・月
- ④ 実際に導入した快適トイレ費用  
男女別一体型ハウス200,000 円／2基・月の場合(積算上の差額180,000 円)  
積算で計上する費用：102,000 円／2基・月

## 特記仕様書（案）

〇〇条 本工事は、鹿児島県の建設現場における「快適トイレ」設置の試行対象工事である。

受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。

快適トイレを設置する場合は、『鹿児島県の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領』に基づき行うものとする。

なお、試行要領は鹿児島県ホームページから取得できる。